

地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究活動に係る行動規範

令和3年4月1日

最高管理責任者

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は、学術研究のさらなる進展のため、研究活動に係る行動規範を定めるものである。

法人に所属し研究に携わる者（以下「研究者等」という。）は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別をすることなく、以下の研究活動に係る行動規範を遵守し、公正な研究の運営・管理に努めなければならない。

1. 研究者等は、法人の研究活動における研究費が、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の運営・管理に当たり、関連の法令、通知及び法人の諸規則等を遵守しなければならない。
2. 研究者等は、研究成果の軍事利用を目的とする研究及び海外の軍事関連機関が提供する研究費による研究を行ってはならない。
3. 研究者等は、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership等の不正行為（ミスコンダクト）を未然に防止するような研究環境の整備に努めなければならない。
4. 研究者等は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われることを知った時は、それを放置してはならない。
5. 研究者等は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報情報の保護に努めるとともに、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。
6. 研究者等は、研究活動に当たり、利益相反や責務相反の発生に十分留意し、そのような状況が発生する場合には、情報公開を行って適切なマネジメントを行うものとする。
7. 指導的立場にある者は、研究倫理や研究プロセスのあり方について、若手研究者に教育する責務を果たさなければならない。